

官報

号外 昭和四十一年四月十九日

第五十一回 衆議院會議録 第四十二号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

議事日程 第二十八号

昭和四十一年四月十九日

午後二時開議

第一 国立劇場法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 国立劇場法案(内閣提出)

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び

実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)の趣旨説明及び質疑

野菜生産出荷安定法案(内閣提出)の趣旨説明及び

質疑

午後二時十四分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

議員春日一幸君から、海外旅行のため、四月二十五日から本会期中請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 国立劇場法案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国立劇場法案を議題といたします。

国立劇場法案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立劇場法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十六条)

第三章 評議員会(第十七条―第十八条)

第四章 業務(第十九条―第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二条―第三十二条)

第六章 監督(第三十三条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国立劇場は、わが国古来の伝統的な芸能(第十九条第一項において「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立劇場は、法人とする。

(事務所)

第三条 国立劇場は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 政府は、別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産を出資するものとする。

2 前項の規定による政府の出資があつたときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもつて国立劇場の資本金とする。

3 政府は、必要があると認めるときは、国立劇場に追加して出資することができる。

4 国立劇場は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加

するものとする。

5 政府は、第三項の規定により国立劇場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができない。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

7 評価委員その他前項に規定する評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 国立劇場は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、国立劇場について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 国立劇場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、国立劇場を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、国立劇場を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行な

り。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長とともに欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、国立劇場の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の欠格条項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

い。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 国立劇場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が国立劇場を代表する。

(職員の任命)

第十五条 国立劇場の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 国立劇場の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 国立劇場に、評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、国立劇場の業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十八条 評議員は、国立劇場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 国立劇場は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 劇場施設（伝統芸能の公開のための施設を

いう。）を設置し、伝統芸能の公開を行なうこと。

二 その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成すること。

三 伝統芸能に関して調査研究を行ない、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

四 第一号の劇場施設を伝統芸能の保存又は振興を目的とする事業の利用に供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 国立劇場は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十条 国立劇場は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(専門委員)

第二十一条 国立劇場に、第十九条第一項の業務に関する専門の事項について調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 国立劇場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三条 国立劇場は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。

らない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四条 国立劇場は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 国立劇場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 国立劇場は、前項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 国立劇場は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 国立劇場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十七条 国立劇場は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)
第二十八條 国立劇場は、毎事業年度、長期借入金、償還計画をたて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九條 国立劇場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十條 国立劇場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一條 国立劇場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十二條 この法律に規定するもののほか、国立劇場の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)
第三十三條 国立劇場は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。文部大臣は、国立劇場の健全な運営が図られるよう配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第三十四條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に国立劇場の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十五條 国立劇場の解散については、別に法律で定める。

(文化財保護委員会の権限)

第三十六條 この法律に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護委員会の

に行なわせるものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十七條 文部大臣及び文化財保護委員会は、この法律に基づき次の権限を行なう場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

この場合において、文化財保護委員会がその権限を行なうときは、文部大臣を通じてその協議をするものとする。

一 第二十條第一項、第二十三條、第二十七條

第一項若しくは第二項ただし書、第二十八條

又は第三十條の規定による認可

二 第二十五條第一項又は第三十一條の規定による承認

三 第二十條第二項、第三十條又は第三十二條

の文部省令の制定

四 第二十九條第一号の規定による指定

第八章 罰則

(罰則)

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立劇場の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国立劇場の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三條第二項に規定する命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(国立劇場の設立)

第二條 文部大臣は、国立劇場の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、国立劇場の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、国立劇場の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、国立劇場の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 国立劇場は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 国立劇場の最初の事業年度は、第二十二

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 国立劇場の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国立劇場の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を、「オリンピック記念青少年総合センター法」の下に、「国立劇場法」を加え、同条第二十八号ノ二の次に次の一号を加える。

二十八ノ三 国立劇場が国立劇場法第十九条第一項第一号乃至第四号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「又ハオリンピック記念青少年総合センター」を、「オリンピック記念青少年総合センター又ハ国立劇場」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を加える。

第七十三条の四第一項第十一号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

第三百四十八条第二項第十八号中「及び国立教育会館」を、「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

(入場税法の一部改正)

第十一条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「文化財のみを公開する場所」の下に、「国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第 号)第一条に規定する伝統芸能のみを公開する場所を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 国立劇場法(昭和四十一年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 国立劇場法(昭和四十一年法律第 号)

別表

一 土地
東京都千代田区千代田十三番の一 所在
宅地 三万四千七百八十三平方メートル
二 建物

東京都千代田区千代田十三番の一 所在
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下二階付
き三階建 一むね
総床面積 二万六千九百八十八・七七平方メートル

理由

伝統芸能の保存及び振興を図るため、国の出資により国立劇場を設立し、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、特殊法人国立劇場を設立すること、政府は、この法人の資本金としてその金額を出資すること、この法人は、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興をはかり、もって文化の向上に寄与することを目的とすること、及びこの法人の組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る二月十四日当委員会に付託となり、同月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。四月六日には、本案について、俳優守田俊郎君外三名の参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、四月十五日、本案に対する質疑を終了、次いで、本案に対し上村千一郎君外五名から、第一条中「国立劇場は、」の下に「主として」を加え、第十九条第二項中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削る旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本修正案及び修正部分を除く原案は、起立総員をもつて可決されました。

次いで、自由民主党上村千一郎君外五名から、本案に対し、政府は、伝統芸能以外の芸能の振興をはかるため、施設その他につき必要な措置を講ずるとともに、国立劇場において行なう芸能について、入場税はすべて課さないようすみやかに検討すべきである旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

かくて、本案は附帯決議を付して修正議決されました。

以上、御報告いたします。(拍手)

〔参照〕

国立劇場法案に対する修正案(委員会修正) 国立劇場法案の一部を次のように修正する。
第一条中「国立劇場は、」の下に「主として」を加

える。

第十九条第二項中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削る。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、特許法の一部を改正する法律案及び実用新案法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣三木武夫君。

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 特許法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

最近における技術革新の進展、貿易の自由化等を背景として、特許出願は激増し、しかもその内容は一段と高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許庁における増員、機構の拡充、予算の増加等種々の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大幅におくれ、特許庁には未処理案件が累積し、現在では特許一件当たりの審査に要す

る期間は平均約三年半に達する状況となっており、企業活動に幾多の不便を与えておりますのが実情であります。

このような事態を打開し、特許権の設定が、技術の進展の段階に即応し、時代の要請に合致して迅速に行なわれるようにするため、政府は、工業所有権制度改正審議会に対し、審査、審判の促進方策について諮問を行ない、同審議会は三年近くにわたって慎重な検討を加えてまいりました。その結果、同審議会は、制度運用上の諸施策のみをもつては特許制度の機能を生かすことができないとの結論に達し、昨年七月特許制度自体の改正に関する答申が出されたのであります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに関係各方面の意見を取り入れて作成いたしましたものであります。ちなみに、諸外国におきましても、審査の遅延に腐心しており、審査促進のための改正が次々と行なわれつつあります。すなわち、オランダでは一昨年一月から新制度が施行されており、ドイツでも近く新しい法律が施行される予定であり、また、アメリカにおいても、昨年四月大統領令により特許制度の根本的改正に乗り出しているのであります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、特許に関する手続を簡素化、合理化したことであります。

特許法につきましては、今後とも審査主義を堅持することは現在と変わりませんが、従来から審査遅延の一因をなしておりました出願人による自発的な補正訂正をなし得る期間を出願後六カ月にすること、方式に違反している手続に対する却下

処分を新設すること、補正却下の決定の制度を廃止すること等、手続面での簡素化、合理化を行なうことによって審査処理の迅速化をはかるものであります。

第二は、先願に関する規定を整備したことであり、

特許制度の根幹は技術の公開にあるという点にかんがみ、公開されないものは先願の地位を持たないこととし、また、請求範囲以外の記載事項をも発明の新規性判断の基準とすることとして先願者の権利の保護を厚くすることにより、単なる防衛のための出願をしなくても済むようにいたしております。

第三は、本改正法案施行日現在の未処理案件につきましても、審査促進の見地から、原則として改正法を適用することとしたことであります。

現在、特許庁には二十万件余の特許未処理案件が累積しておりますが、今回の改正による簡素化、合理化された手続を適用することによって、可及的すみやかにその処理を終わり、新法の円滑な実施を行ないたいと考えたわけであり、また、出願に対する拒絶の理由等権利の実質的内容に関する部分につきましては、期待権尊重の見地から従来どおりの処理をいたすこととしております。

このほか、審査官は三年以内に出願公告等をするようにつとめなければならないこととし、審査促進の姿勢を明確にいたしますとともに、出願分割期間の制限、特許料納付方法の改正等につき、現行特許法の諸規定を整備改善いたしております。

なお、本改正法案は、本年十月一日から施行い

たしたい所存であります。

以上が本法律案の趣旨でございます。

次に、実用新案法の一部を改正する法律案その趣旨を御説明いたします。

最近において、実用新案登録出願の増加が目ざましく、このため、特許出願と同様に、実用新案登録出願の審査も大幅におくれ、現在では一件当たりの審査に要する期間は平均三年余に達している状態であり、実用新案制度が、比較的簡易な実用的考案を対象としていることを考えますと、このように出願から権利の付与までに長期間を要するということは、この制度の意義をはなはだしく減殺する結果になっている次第であります。

このような事態を改善し、実用新案制度の本来の機能を發揮させるために、工業所有権制度改正審議会は、三年近くにわたって、実用新案制度のあり方について慎重審議を重ねてまいりましたのでありますが、その結果、権利の迅速な付与というところが最大の要請であることにかんがみ、簡略審査制度の採用を骨子とした改正を行なうべき旨の答申を得た次第であります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに関係各方面の意見を取り入れて作成いたしましたものであります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、公開方式による簡略審査制度を採用したことであります。

すなわち、出願については、まず形式審査を行ない、出願後六カ月を経過すれば出願内容を公開し、公開後六カ月間は一般から異議の申し立てを

昭和四十一年四月十九日 衆議院會議録第四十二号

特許法の一部を改正する法律案外一案についての三木通商産業大臣の趣旨説明 特許法の一部を改正する法律案外 一〇〇八

受け、この間に異議の申し立てのない出願はそのまま登録し、他方、異議の申し立てのあった出願は、その申し立てに基づいて審査するというものであります。これは、処理の迅速化をはかり、もって実用新案制度の本案の機能を十二分に發揮せしめようという趣旨に基づくものであります。

第二は、審判制度の合理化であります。

すなわち、拒絶査定に対する不服審判における審査前置制度を採用するとともに、比較的簡単な審判事件については単独審判を行なう等、その迅速な処理をはかるようにいたしております。

第三は、存続期間を公開後八年としたことであります。

技術革新の目まぐるしい今日において、実用新案のような比較的簡単な技術を長期間独占させておくことは、かえって技術の進歩を妨げることともなります。点を考慮いたしまして、これを現行十年から八年に短縮した次第であります。

第四は、効力確認の審判を新設したことあります。

すなわち、自己の実用新案権が侵害されたとき、または侵害訴訟を提起した場合において裁判所が命令をしたときに、権利者が自己の権利に無効理由が含まれていないことの確認を特許庁に對し求めることができることといたしました。これは、実用新案権の行使を円滑にし、また、第三者の権利との調整をも考慮して権利の乱用を防止しようとするものであります。

その他、手続の簡素化、合理化等につきまして、特許法の改正に準じて制度の改善を行なうことといたしております。

最後に、本改正法案施行日現在の未処理案件に

つきましては、実体的な規定は現行法を適用し、手続の規定については新法を適用することによつて、その迅速な処理をはかることとしております。

なお、本改正法案は本年十月一日から施行したい所存であります。

さらに、この制度改正とあわせて、予算、定員の充実に他につきましても今後一そうの努力をいたし、その機能を十二分に發揮し得るようにつとめる所存であります。また、本来、特許の対象は発明であり、実用新案の対象は考案であります。従来から、特許に出願されるべき発明が実用新案に出願されている例が見られるのであります。これらにつきましては、このたびの改正を契機といたしまして、極力特許に出願されるよう指導してまいりたいと存じております。

以上が本法律案の趣旨でございます。(拍手)

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。沢田政治君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔沢田政治君登壇〕

○沢田政治君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま提案理由の説明が行なわれました。特許法の一部を改正する法律案、及び実用新案法の一部を改正する法律案、並びに特許行政に関する諸問題について、政府の所信をただすものであ

ります。

特許、実用新案、意匠、商標の各制度、総称して工業所有権制度は、発明、考案等の権利を保護することによりこれを奨励し、もってわが国産業技術の進歩をはかることを目的とするものであります。また、遺憾ながら、特許行政がよろしきを得ないために、この目的達成を困難ならしめておる幾多の諸問題が現在生じているのであります。

今日、最大の課題は、言うまでもなく、審査、審判の渋滞であります。昨年末現在で、審査未処理件数、いわゆる滞貨は、特許、実用新案が四十五万八千件、意匠が六万二千件、商標が十万件、合計六十二万件と、信じがたいほどの量に達し、このため、出願から審査までに、特許を三年半、実用新案で三年、意匠で二年二カ月、商標で二年という驚くべき長年月を要しているのであります。審判も同様でありまして、滞貨は二万四千件にのぼり、処理に要する期間は実に平均五年であります。

このおもな原因は、最近における出願件数の著しい増加であります。しかし、出願の増加それ自体は、国民の発明意欲のあらわれであり、むしろ喜ぶべきことであります。問題は、出願に對し特許庁の機能が追いつけないという事態でありまして、これをもたらしたものは、出願件数のこのよ

うな激増に對する政府の見通しの大きな誤りであるのであります。

昭和三十四年に現在の新法を制定した際、年々人員、機構の拡充をはかつていくならば、速からず滞貨は一掃されると政府は言っていたのであります。ところが、今日の状態は全く逆で、当時よりはるかに滞貨は増加しております。これは、政府が出

願の激増を予想できなかったために、特許庁機構の整備を怠った結果であります。新法制定以来の見通しの重大な誤りについて、通産大臣はどのような責任を感じているか、御所見をお伺いいたしたいのであります。(拍手)

出願の増加に對して、政府は、質の低い出願や、めくら出願、防衛出願等、企業道徳の低下による出願が多いなど、その責任が国民にあるがごとき説明をいたしておりますが、もし審査、審判が常時迅速に処理されておるならば、このような感心しない出願は当然減るのであります。審査、審判の遅延と出願増との悪循環は政府の責任であり、汚職問題発生の一因もここにあることを認識すべきであります。(拍手)

審査、審判促進の手段として、第一に特許庁の人員増をはかるのは当然であります。実際には年々相当の増員が行なわれ、最近では、官庁機構簡素化の例外は特許庁と公正取引委員会だといわれているほどであります。私もこの方向にはあえて反対するものではありません。しかしながら、真に有効な増員であり、計画的に行なわれたかどうかは非常に疑問であります。

新法制定以来、毎年の予算の取れ方によつて増員をしたりしなかったり、はなはだ無計画な増員でありましたため、部門ごとのアンバランスや技術職員と事務職員とのアンバランスが目立ち、いたずらに滞貨の膨張を招いたのであります。また、年々の増員にもかかわらず、わが国では年間約十万件の処理をする審査官数が四百人にすぎないのであります。九万件を一千人で処理しているアメリカに比して、いまだ絶対数ははるかに不足をいたしているのであります。なお、増員はあつ

ても質の向上が伴わない反面、ベテランが民間に転出していく傾向も指摘されるところであります。

このように不十分な体制のもとで無理に審査の促進をはかろうとしておりますから、当然、審査官一人当たりの処理件数、俗にいうノルマが増加いたしますが、その実態は、アメリカ、イギリス、西ドイツの年間八十件程度に対して、日本は二百二十件という常識はずれの数に達しており、審査の複雑化を招いて特許庁の權威を失墜しつつあるものであります。通産大臣及び行政管理局長官は、この無計画な増員と場当たりきのノルマ強化の状態でこのままではいとお考えになりますか、御見解を承りたいのであります。(拍手)

先般、審査の促進に並行して事務処理の迅速化をはかるためと称して、電子計算機が導入されましたが、これはみごとに失敗して、かえって能率を落として、世間のもの笑いの種になっております。これから先機械化を進める自信がおりますかどうか、通産大臣のお答えをいただきたいのであります。

審査、審判の決着について以上の問題点を指摘いたしました。今回の改正案によつては、あとに申し上げるように、ほとんど解決しないと思われるのであります。今後滞貨の減少のために真に改善すべき点はどこにあるか、実効のある改善方法は何か、通産大臣から明確に具体的に御答弁をいただきたいのであります。

次の問題は、特許庁機構の整備再検討についてであります。

まず問題になりますのは、特許庁長官の人事であります。従来から長官のポストは通産省幹部

のいわゆるたらい回し人事の材料とされているのであります。そのため、長官はすべて事務官僚であり、本省の局長から就任して、任期一年程度で、あるいは次官になり、あるいは民間に天下るのが通例であります。これは明治以来の法科官僚、科学重視の思想から一歩も出ていないのであります。最高水準の技術を取り扱う官庁の責任者の人事としてきわめてふさわしくないものであります。民間企業においては技術系の社長が少しも珍しくない今日、特許庁長官人事の旧態依然たる方式は、すみやかに改める必要があります。

業績におきましては、長官の任期が短いため、特許行政の改善策の重点が定まらず、ある長官は予算の獲得だけに力を注ぎ、ある長官はノルマの強化につとめ、ある長官は狭い視野からの法律改正を意図するといふようなことをやりかへては、やがてこのポストを去っていつておるのであります。このように本腰の入っていない特許行政が今回の汚職問題を引き起こしたといつても、決して過言ではないのであります。

また、特許庁は、科学技術の最高度のものを審査し、工業所有権という独占的権利を取り扱い、したがって、技術と法律の知識を兼ね備えた職員を擁しております上に、準司法的な機能までも持つ官庁であります。このような異色ある機関を単なる通産省の一機構としておくことは、はたして適当かどうか、考えざるを得ないのであります。

通産省の一外局となっているために、長官をはじめ管理系統の職員は次々に異動し、審査、審判系統との連絡、意思の疎通に欠けることが多かったものであります。このような体制では、膨大な滞貨その他特許行政の行き詰まりは打開できない

と思うのであります。

政府は、特許庁長官の人事の過去における欠陥と将来の改善策についてどのように考えるか、また、特許庁の特色と機構上の不備から見て、特許庁の機構を抜本的に改革するお考えがあるかどうか、総理、通産、行政管理局の各大臣の御所見を伺いたいのであります。(拍手)

次に、特許庁の歳入歳出予算を見ますと、常に歳入が歳出を上回り、国庫は特許行政によってもうけているのであります。特に本年度におきましては、法律改正によって民間の負担のもとに滞貨処理を強行しようとしながら、なお歳入を下回る予算しか計上しておりません。このような悪い慣習をいつ改められようとするのか、総理、大蔵、通産各大臣のお考えはどうでありますでしょうか、明確なお答えを求めるものであります。

さて、提案されております特許法及び実用新案法の各改正案について、最後にお尋ねいたします。

この改正の基本的態度をまず検討いたしますと、実態から遊離した片寄った見方からの改正案といわざるを得ないのであります。今回の改正案に対する関係者の意見を私なりに聞いてみますと、驚くべきことには、改正に積極的に賛成する意見はほとんどないのであります。好意的見方のところでも、昭和三十五年の新法施行から数年を出ずして何ゆえに改正を急ぐのか、現行制度のまま滞貨処理促進に強力な手を打ったほうが効果があがるのではないかと、滞貨処理の必要性はだれよりも認めるが、今回の改正案で処理促進を達成できるかどうか疑わしく、しかも、運用いかによって多くの弊害をもたらすおそれもある等の疑問

を寄せております。反対論のところでは、全く特許庁の都合、それも目先の都合だけを考え、発明者と利用者の保護、利便は少しも考えない改悪案であると非難しているのであります。これは明らかに、政府が民間の意見を尊重せず、独善的な法改正を強行しようとしたことを示すものであります。

政府の独善的な態度は、工業所有権制度改正審議会の運営に端的にあらわれております。昭和三十四年制定の現行法の経緯を見ますと、昭和二十五年からこの審議会が、六年余の長期にわたり、三百回近い会議を開いて、そのつど詳細な資料を提示し、慎重な審議を経て答申を提出、その後さらに二年余の政府の検討のあとに法案を国会に提出したのであります。審議会発足以来、法施行まで実に約十年を要し、この間、元井上長官の任期も四年半に及んでおります。それに比して今回の改正案の場合は、倉入長官が就任して直ちに特許、実用新案制度の大幅改正論を打ち出し、審議会を終始特許庁側のリードのもとに運営し、しかも、実質審議はわずか数カ月で答申を出させるといふ強引さであります。審議会委員が自己の経験に基づいて修正意見を述べても、全部無視された事実もはつきりしておるのであります。

このような経緯のもとに作成された答申と改正案は、実態を知らない一部通産官僚の作文にすぎず、法律の拘束を受ける一般国民の意見はほとんど反映していない、非民主的なものとして考えられないのであります。通産大臣の御所見はどうか、お伺いしたいと思つております。(拍手)

また、改正案は、特許の公開制、実用新案の公開に関する期間及び存続期間等において、答申と

も大幅に異なっておるのではありませんが、いかなる理由でこのような変更を行なったか、同時に何伺いたしたのであります。

ただいまの提案理由の御説明によりますと、審査、審判処理の促進が改正のおもな目的とされておりますが、改正内容から、はたして促進の実があるか、はなはだ疑問であります。

また、審査処理については、実用新案の公開制により、実用新案のめくら出願、防衛出願は当然増加し、また、本来の特許出願が、大部分実用新案と二重に出願されることになりまして、実用新案の出願件数は倍増するのではないかと思われるのであります。一方、従来実用新案出願が普通であつたものが相当数特許出願に切りかえられ、または二重出願になることが予想されますので、特許出願も増加するのであります。このため、特許と実用新案とを両方審査する審査官は、公開された実用新案に対する膨大な異議申し立て件数と、増加する特許出願件数とによって、現在以上の滞貨をかかえるおそれが十分にあることを指摘したいのであります。

次に、審判及び裁判については、審査以上に処理量が増加するのがはつきりしておるのであります。特許法の改正によって出願者の権利保護が粗略になり、実用新案法の改正によって不明確な権利がしばしば登録されることになりまして、審判に持ち込まれ、さらには裁判所に提訴される事例が急増するのは自明の理であります。それ以上に権利侵害に関する審判と裁判がふえるのでありますから、改正による混乱のしわ寄せは、もっぱら審判部門と裁判所にくる結果となるのであります。

これに対して、政府は、出願の倍増に関する確たる見通しも対策もなく、特に重要な審判体制の強化と裁判所の充実に関する施策はほとんど実施していないのであります。これでいいと考えられますか、通産、法務の両大臣にお伺いいたしたいのであります。

実用新案を無審査に近い簡略審査にし、怪しげな権利の乱用を防止するためには効力確認審判制度を設ける案になっておりますが、これが活用されるには、審判官が現在の三倍いなければならぬといわれておるのであります。現行の判定制度において、判定までに二年から三年かかっているような体制では、迅速な確認審判が行なわれようはずがないのであります。効果はほとんど期待できないのであります。このようにして制度が悪用されるよりは、審査主義を貫くほうがいいとか、あるいは逆に完全な無審査にしたほうがいいなどの意見が多く、政府案はほとんどだれも支持していないのであります。権利の乱用防止にどのような具体策を講じようとするのか、通産大臣から明確なお答えをいただきたいと存じます。

今回の改正案が特許庁側の処理の手續を省くことだけに目を向けていることは、補正の制限、拒絶査定をされた出願の先願権の剝奪、特許から実用新案への出願変更制の廃止等によくあらわれております。これらはすべて出願人に対し救済の道を閉ざし、不当な不利益をしいるものであります。関係者は異口同音に政府案を非難しております。

さらに、実用新案の公開制により公報の発行は膨大なものとなりますが、発明者及び企業者は、自己の権利を守るためには公報に目を通さざるを得ず、従業員には過当な労力を費やせるとともに、公報の購入に過重な負担を負うことになるのであります。これもどうかできるのは大企業だけであります。中小企業に至っては全くお手あげの状態になるのは必至であります。最もよく実用新案を利用している中小企業に、理由もなく犠牲をしいるのとはたして妥当かどうか、通産大臣の明確な御答弁をお伺いいたしたいと思います。

工業所有権保護に関するパリ同盟条約におきましては、加盟国の国民はすべて同様の保護を受ける権利を有することが原則であります。しかるに、今回の改正案は、外国人出願の手續について著しい制限を加えようとしており、条約違反の疑いがあるとともに、国際信義を傷つけ、日本の信用を失墜するおそれがあると思つのであります。通産大臣は、なぜこのような粗雑な改正を強行されようとしておるのか、御答弁をいただきたいのであります。

今回の改正案には、時期尚早論が多いのであります。昭和三十五年の新法切りかえ後いまだ日浅く、出願者も審査官も新法に習熟していない現状におきまして、この上抜本改正が行なわれるならば、大きな混乱を生じ、審査の渋滞をかえつてはなはだしくするおそれが十分にあるのであります。

学識者の計算によれば、現行制度のまま、出願件数の増加に対して審査機能が格段に上回るような方策は、予算さえあれば可能であり、これを計画的に実施するならば、五、六年をもつて滞貨は一掃できると聞いております。また、実用新案の公開制による公報発行費用は三億円以上見込まれますが、この費用をもつて審査官、審判官の増員

を行なえば、五百人の増員ができるという単純な算術も成り立つのであります。あえて改正を急ぐよりは、このような着実な方法をこそとるべきであると考えるのであります。通産大臣と大蔵大臣の御所見をお伺いいたしたいのであります。

結論的に申し上げまして、今回の改正案は、一部の事務官が工業所有権制度を一般の経済立法と同様に考え、臨時措置的に制度の改変を意図した気配が濃厚であります。そこには、国民の権利義務に対する慎重さ、産業技術の向上に関する長期的展望もろがえないのであります。しかも、改正によって生ずる混乱に対してはほとんど何ら手を打っていない実情であります。政府の努力を省略して、その分を国民に負担せよという考え方であり、産業政策としても落第といわざるを得ないのであります。

八十一年の歴史を持つ特許制度にここで軽率な改革を加えますならば、将来に大きな禍根を残すことになりまして、私は、この法案は委員会においても慎重な上にも慎重な審議を重ねる必要があることを強調いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 沢田君にお答えいたします。

特許事務の大事なこととは御指摘のとおりであります。したがって、特許庁長官の人事、これは通産省におきましても政府におきましても、十分意を用いておるところであります。人材を登用する、こういうことでございまして、今後ともその方針でまいるつもりであります。それに際しましては、技術者であるとかあるいは事務であるとか

か、かように片一方にへんば的な扱いをするつもりはございません。要は、この人を起用すれば必ず特許事務について成果をあげる、こういう人を起用するつもりであります。また、任期等につきましても、たいへん在任期間が短い、こういうことでおしかりを受けましたが、政府自身も今後とも十分注意いたしまして、成果があがるように、あまり人をしばしばかえないように努力いたしたい、かように考えます。

また、特許庁が通産省にあることが不適当だ、こういう御指摘がありますが、御承知のように、いままでも申し上げましたが、産業政策と特許権、その事務、これはやっぱり一カ所であることが望ましい、かように思いますので、私どもは、通産省にただいまもありませんし、また今後これを改正する考え方はございません。

また、管理部門と審査、審判部門が一体でないのではないか、こういう御指摘であります。管理部門と審査、審判部門が一体でなければ、特許庁の成績はあがらないのであります。今後とも、これが一体であるように一その努力をいたすつもりでございます。

次に、特許庁の出願料あるいは登録料、こういうものが歳入になります、その歳入が支出をいつも上回っているのではない、こういう御指摘であります。戦後の状況を見ますと、歳入が歳入を上回った部分もございます。これは約十年近く続いたと思います。しかし、最近におきましては、歳入のほうが多くて、歳入がこれをこしておらない、だからこれは不都合じゃないか、こういうお話であります、この種の歳入は、歳入したものを全部特許庁で使うという特別会計のもので

はございませぬ。これは一般財政、一般行政にも関係のあるものでありますから、そこは必ずしも歳入と歳出が一緒でなければならぬ、かように私は思いませんが、要は、いわゆる審査、審判等が適切に行なわれるか、迅速に行なわれるか、それだけの十分の予算がついているかどうかということだと思ひます。冒頭に申しましたように、特許事務はまさに大事な仕事でありますから、今後とも予算編成等におきましては、特許事務に支障を来さないように注意してまいらるつもりであります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) たいへんたくさんさんの御質問を沢田君からいただいたわけでありませぬ。お答えをいたします。

出願件数が激増したのは見通しの誤りでないかというお話でありましたが、確かにわれわれが考えておったよりも激増したのであります。それは貿易の自由化、技術革新という時代にちようどぶつかつたがために、予定よりも非常に激増いたしましたのであります。そのことが国民に責任があるなどとは考えておらないのであります。確かにわれわれの見通しよりも激増したという事実はお説のとおりでございます。今後は、したがって、実用新案、特許などがどのように増加していくであろうかという増加の趨勢なども測定をいたして、できる限り審査、審判官の増加というものを計画的にいたしたいと考えております。

それから、特許庁に働いておる人たちが、標準処理量、ノルマのようなものがあつて、欧米諸国に比して非常に労働が過重ではないかという御心配でありましたが、われわれはさようには考えて

いない。欧米よりも過重な労働にはなっていないと考えております。

さらに、電子計算機を導入したけれども、もの笑いになっておるんじゃないかというお話でありましたが、それはおいでになって見てくださればわかりますように、初めはそうであつたのです。しかし今日では、非常にその利用になれてきて、一括して事務を処理する場合には、たいへんにこれは効果をあげておるのであります。電子計算機による事務効率の効率は、今後大きく期待いたしておるのでございまして、今日では、笑いのものになつておるどころか、みなに感謝されておるのでございませぬ。

さらに、人事の点については適材適所を貫けという御趣旨は、ごもつとも考えております。予算のことについては、総理がお答えになりました。

次に、この法案は通産省の官僚独善であるというきびしい御批判がございましたが、御承知のように、もう出願が五十万件累積して、この現状を打破せよというのはちまたの声でありまして、そのために工業所有権制度改正審議会で三カ年間も時間をかけて審議したのであります。その間、民間の意見等も徴して、これは広く民間の意見を聞きながらこの法案を作成いたしましたのでございまして、これが独善とか非民主的という御批判は当たらないと考えておるのであります。

さらに、中小企業の問題についていろいろ御心配の御発言がございましたが、われわれもその点は、この改正が中小企業に悪い影響を与えないように、たとえば、中小企業が組合などで審査をして異議の申し立てをしたり、また公報なども分類を

して中小企業が見られるようにして、本法の恩典が中小企業にも均てんいたすような努力をいたしてまいりたいと考えております。

さらに、権利の乱用に対してどういふ保護の規定があるのかということでありましたが、法案の中にもありますように、効力確認の審判という制度を設けて、権利の乱用に対しては保護することにしたしておるのでございませぬ。

最後に、外国人に対してきびし過ぎるのではないかとのお話でございましたが、内外人平等の原則の上に立つてこの法の改正は行なわれておるので、外国人を差別待遇はいたしておらないのでございませぬ。

とにかく、五十万件も出願が累積して、これが処理できないということは、一つの発明、発見、いわゆる科学技術の振興にも影響いたしますので、手続を簡素化して、国民の技術開発に対する意欲を失望させないようにいたしたいと考えてこの法案を提出いたしましたので、各位の御賛成をお願いいたす次第でございます。(拍手)

〔国務大臣福田繁雄君登壇〕

○国務大臣(福田繁雄君) 毎年激増します出願数並びに滞貨増に対しまして、特許庁では御承知のように処理計画を立てております。行政管理局といたしましては、この計画を十分検討いたしまして、毎年定員の約一割、本年度は千四百十四名のうち百六十名であります、その定員増を例外的に認めておる次第でございます。なお、審査長二、審判長三もさらに増員を認めたわけでありますが、われわれといたしましては、単なる定員増だけでは御指摘のような事務処理はなかなかかからない、そこで特許並びに実用新案に関する法

昭和四十一年四月十九日 衆議院會議録第四十二号

特許法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明
田嶋林大臣の趣旨説明

野菜生産出荷安定法案についての坂

一〇二二

律改正、あるいは手続の簡素化、機械化等もぜひ併用して充実強化をはかりたいと考えている次第であります。

なお、機構に関しては、われわれといたしましては、通産省の外局である現在の機構をそのまま生かしまして、臨調の答申を尊重し、さらに実情に即したあらゆる改善を行なつて、十分その機能の強化をはかる考えでございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

私に対する質問の第一点は、特許収入に比べて特許関係の支出が少ないではないか、こういうことでございするが、特許庁のやつておる仕事は特許行政でございまして、特許企業ではないのであります。したがって、企業会計的な考え方とはっておりません。必要でありますれば幾らでも金は出します。現に昭和三十七年、つまり五年前に比べまして、五年前は八億円でございましたが、今日は二十二億に激増いたしておるわけでありまして、ちょうど交通行政と同じでございます。罰金がいふんふてくる。だから交通行政をふやすかという、そうじゃありません。同じような関係のものでございます。

質問の第二点は、今回の措置は、これは少し早過ぎるのじゃないかというお話でございますが、そうじゃないのでございす。いま通産大臣からお答えがありましたように、五十万件近くも事務がたまつておる。これはもうどうしても急いで解決しなければならぬ。それには急ぐ姿勢を示さなければならぬ。こういうのが今回の措置であります。そういうようなことで、われわれといたしましてはできる限り努力をいたしまして、こ

の滞つておる事務を整理していきたい、こういうつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣石井光次郎君登壇〕

○国務大臣(石井光次郎君) お答えいたします。

今度の特許法、実用新案法の一部改正のために、その影響を受けますのがわれわれのほうの裁判、あるいは審判というふうな方向に向かつてきて、そこに混乱が生ずるのじゃないかということでございます。私の関係いたしております裁判のほうの問題だけお答えいたしたいと思うのでございますが、この改正によりまして、いろいろな問題が新たな方向に進んでいくものもあると思ひますが、裁判の方向に、裁判にかかってくるというものがこのために急に多くなるとは私どもは思ひていないのでございます。そこにくる道程においては相当な解決がついてくるものだと思うのでございますが、しかし、この種の訴訟というものも、相当いまでもあつておるわけでございます。また、多少増すであります。これらの問題は非常に早く、そして正確に解決しなければならぬ問題でございますから、私どもはこれに力を入れていくつもりでございます。

ことしの予算に変わったものが一つあらわれてまいりましたのは、地方裁判所に裁判所調査官の制度を設けてもらいました。これによりまして、特許権に関する特殊専門的な知識と経験を有する者を裁判所の調査官に採用することができるようになりました。こういうふうな新しい制度を加味いたしました事件は、裁判所において、かかつてまいりました事件は、正確に、そして迅速にいままでよりも処理するように努力いたしたいと思つておる次第でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

野菜生産出荷安定法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、野菜生産出荷安定法案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。農林大臣坂田英一君。

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) 野菜生産出荷安定法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における国民所得の増大に伴う国民の生活の向上により、野菜に対する需要は増大を続けられておりますが、野菜生産の現状は天候に支配せられるところが大きい上、その生産及び出荷体制が必ずしも十分に整備されてない等のため、野菜農業の健全なる発展の上からも、国民消費生活の安定の上からも困難な問題を生ずるに至っております。

特に人口の集中の著しい大都市におきましては、野菜の消費量も多く、かつ種類も多岐にわたる、これを出荷する地域も広範囲にわたる等のため、そこで形成される価格が全国の野菜価格に大きな影響を及ぼしている状況にありますので、大消費地域に出荷される主要な野菜について、その安定的な供給を確保し、もつて野菜農業の健全なる発展と国民消費生活の安定に資するための対策が強く要請されているところであります。

このような要請にこたえるためには、野菜の生産及び出荷にわたる施策として、大消費地域に出荷される主要な野菜の安定的な生産と計画的な出荷を行ない得る集団産地の育成をはかることに、その価格の著しい低落に対処するための措置

を講ずる必要があると考えられます。

このような考えに基づきまして、ここに野菜生産出荷安定法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、需要の見通しについてであります。すなわち、農林大臣は、一定の消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立て、これを公表するものとしております。

第二は、野菜指定産地についてであります。農林大臣は、主要な野菜を一定の消費地域に出荷する一定の生産地域で、その主要な野菜の集団産地として形成すべきものを野菜指定産地として指定することができるとしております。

第三は、生産出荷近代化計画についてであります。都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、その区域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化をはかるための生産出荷近代化計画を立てるものとしております。

第四は、野菜生産出荷安定資金協会についてであります。この協会は、野菜指定産地の区域内で生産される主要な野菜の出荷者による自主的な機関として、これらの者の発意により設立される法人とするものとしております。

協会は、一定の消費地域において一定の主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜指定産地内の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員から徴収する負担金等をもつて、生産者補給金の交付の業務を行なうものとしております。

このほか、協会の役員、総会、業務に関する監督等について所要の規定を設けております。

なお、農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地から一定の消費地域に対する主要な野菜の出荷の安定をはかるため、その出荷者に対し、合理的かつ計画的な出荷に關し勧告をすることができるとしてあります。

以上が、野菜生産出荷安定法案の趣旨でございます。(拍手)

野菜生産出荷安定法案(内閣提出)の趣旨説明 に対する質疑

○副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。兒玉末男君。

〔兒玉末男君登壇〕

○兒玉末男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました野菜生産出荷安定法案につきまして、佐藤総理及び関係各大臣に質問を行ないたいと思ひます。

本法案は「野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資する」とありますが、まずもって、今日この法案を出すに至った背景、すなわち、戦後の日本経済の高度成長過程において消費者物価の上昇と野菜価格がどのような関係にあるかを検討してみることがあります。

消費者物価は、いまさら申し上げるまでもなく、歴代政府の失政によって上昇の一途をたどり、いまや国民の日常生活に重大な脅威を与えているのであります。これを数字で申し上げますと、昭和三十五年を一〇〇として、総合で、昭和四十年末においては、一三七％に達しております。特に、消費者物価の上昇に対して最も深い関係を

持つている食料品が全体の物価騰貴に対して占める寄与率は、毎年実に五〇％に及んでいるのであります。中でも野菜は、昭和三十八年を除いて、対前年度価格上昇率、寄与率ともに一〇％をこし、食料品の価格上昇の割合から見ますと、その中の最高にあり、魚介類とともにその双璧をなしております。

わが国は、フランス等と並んで、世界でも有数の野菜消費国であり、一人当たりの年間野菜消費量は実に百二十キロに及んでおります。この膨大な野菜を日常必要とする日本の実情から見まして、野菜の価格が国民生活に与える影響がいかに大きいかうかがい知られるのであります。にもかかわらず、今日まで野菜の価格に対する対策が放置され、そのために、主要野菜の消費量はあまり変化がないにもかかわらず、価格につきましては、昭和三十五年を一〇〇とした場合、一九六・六％、実に二倍も高い上昇率を示しているのであります。このことは、現在まで野菜に關しては全く政治的配慮が払われず、国民生活に最も影響の大きい問題に政府がきわめて冷淡であつたことを物語っております。(拍手)

総理は、国民が求めるものは勇氣をもつて実行すると言われておりますが、この重大な問題を現在まで放置されたことは、重大な政治責任があると考えます。これらの情勢の中におきまして、ようやく本法案が提出されたのでありますが、総理は、この重要案件を現在まで放置した責任をどのように考へておられるか、まず基本的な政治姿勢について総理の御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

以下、本法案の問題点について順次質問いたします。

まず、

農林大臣にお伺いしたのであります。第一は、本法案の目的は「野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資する」とありますが、現況は、野菜価格が高いにもかかわらず生産農家の手取り額はきわめて低く、価格高騰の主因は流通経費の拡大にあります。たとえば、中部管区行政監察局の野菜価格の追跡調査の結果にもあらわれておりますように、小売り価格を二〇〇として、生産農家の手取りはわずか二二・六％にとどまり、小売りマージンの三二・七から六六・二％を筆頭に、中間マージンが実に七七・四％を占めております。農家から小売りまでの価格の倍率は、実に二倍から五倍にも達しております。

これらの実態から考えますと、生産農家の手取り価格を引き上げ、消費者価格を引き上げるといふ本法案の目的達成のためには、中間マージンを少なくすることが先決であるが、大臣は、このことを法案に規定せず、ただ単に野菜の産地指定と計画出荷のみで本法案の主目的が達成されるとお考えになつておられるかどうか。(拍手)

第二は、消費者価格の安定をはかるためには、生産と需要の均衡をはかることが大切であるが、この関連をどのような形で把握し、消費者価格の高騰を防ぐとされるのか。

第三点は、野菜は天候の変化に大きく支配されます。今日まで、豊作貧乏といふことが示すとおり、豊作のときは価格の高騰で農民を泣かせ、凶作のときは価格の高騰で消費者を苦しめてまいりました。このようなことをなくするため、生産者から消費者に至る過程での市場への出荷調整などはどのように処理をされるのか。

第四点は、産地指定はどのような基準とどのような条件によつて行なうのか。また、対象品目が限定かつ大型化されているので、強力な価格保障がなければ生産の拡大と安定した供給が不可能だと考えますが、価格保障をどのようにお考えなのか。あわせて、大型産地の安定策についてお伺いしますが、品種の統合、産地を構成する個々の農家の技術の標準化など、早急に改善のむずかしい問題の処理をいかにされるのか。産地の大型化に伴つて、基幹施設である共同選果場、共同防除、かん水施設などの建設が必要であるが、これらの諸施設に対してはどのようにお考えであるか。

第五に、現在の出荷系統の実情をその販売量で見ます場合に、農協関係三割、青果団体二割、商人とその団体二割、個人三割となつております。これを共同出荷という形にする場合には横の調整がとれるかどうかという懸念が生じます。ただ単なる勧告措置だけで十分の効果を期待できるのかどうか。

第六に、指定消費地域について、これを四大消費都市地区に限定したことについて伺いたいのであります。物価安定のための総合政策におきまして、人口十五万以上の都市に中央市場を設けることを法的に規制しているにもかかわらず、現実にはこれが十分に整備されていない状況であります。このような状況において指定消費地域を限定した場合、地方都市地域では効果も期待できず、特に指定産地地域では需要と供給のバランスがとれ、生産地周辺において野菜の価格が高騰するといふ現象が出てくる可能性が濃厚であります。これらの懸念はどのように解消されるのか、また、地方都市の価格安定については確信がおります。

なにかどうか。

第七点は、農産物の流通統計調査について伺いますが、野菜指定産地と主要市場との流通についての緊急集計や、産地別の出荷計画量の把握はきわめて重要と考えますが、これについてどのような措置をとられようとしているのか。野菜生産量の調査に関連し、本法案対象の六品目だけでなく、広範な作物概況調査が重要であると考えますが、調査規模の拡充などについてどのような対策があるのか。

第八に、価格補てん制度の問題について伺います。現在、タマネギ、キャベツについては価格の補償がなされておりますが、これも、現行制度では検討の余地があり、完全でないことは御承知のとおりであります。本法案に盛り込まれた補てん制度は、単にこれを法制化したにすぎないと考えますが、これが拡大年次計画等はつくられていくのかどうか。これに関連しまして、出荷調整、いわゆる計画出荷がなされるような組織が整備されれば、価格は安定し、価格補てん制度はさほど重視しなくてもよいとも考えますが、ただ、豊凶作の差の激しい野菜について、もし生産過剰という事態が生じ、これを廃棄処分にした場合には、当然価格の補償がなされるべきであると考えますが、この点どのようにお考えか。

さらに、価格補てんについては、中央市場を通されるものだけに適用されると聞き及んでおりますが、流通の簡素化をはかり、消費者に安定価格で野菜の提供を行なおうとするものについては価格補てんが行なわれない点を、どうも納得ができませんのであります。たとえば、学校給食や工場給食などの大口需要者が計画的な直接取引を行なう場合など、当然その対象とすべきだと思いますが、

いかがですか。

第九点は、この法案については国からの財政援助が明記されておりますが、財政的にはほとんど見ると見えないのか、この点を明らかにしたい。

最後に、野菜価格は、各市場間において、出荷量の多寡、あるいは扱い品目等によって価格に相違が生ずる場合があると考えますが、市場相互の均衡を保つためには、適正な価格基準をどのように定めるか、お伺いしたいのであります。

次に、経済企画庁長官にお伺いいたします。物価安定の方策として、ポランタリーチェーン、すなわち、生産者と直結した小売り連鎖店、並びにそのための卸売り総合センターを大都市周辺につくり、国が指導や金融あっせん等を行なうという構想をどのようにお考えになられているのか。

第二に、現在の野菜の価格は、生産者価格と小売価格に非常に大きな格差があります。最近の事例を申し上げますと、大根の場合等では約四倍から五倍、キャベツの場合においても一キロ当たり約四倍の高値であります。せっかくつくられる生産出荷安定の施策も、生産並びに出荷の調整と需要との関係を正常にする方策に加え、輸送、貯蔵、加工等の全般にわたる、いわゆる生産から小売りまでの流通機構のすべてに及ぶ改革がなされない限り、所期の目的は達成できないと考えます。経企庁としては、この機会に生鮮食品等に関する流通機構を完全なものに改革すべきだと考えますが、これに対する長官の御答弁を求めます。

の生産者並びに中小企業を圧迫し、ここにも自由化がもたらした弊害があらわれておりますが、外国産農産物の日本市場への大幅進出に対してどのように対処されるつもりか、その方策をお伺いします。

次に、運輸大臣にお伺いいたします。

生鮮食品、特に野菜は、御承知のごとく、長期間これを同じ状態で保存することがむずかしく、そのためには輸送時間を短くすることが要求されるわけでありまして、輸送時間の短縮とあわせて、品質の低下を防ぐための冷蔵車などの新・改造など、生鮮食料品の輸送体制の改良にはどのような施策をお持ちであるか、お伺いいたします。

次に、科学技術庁長官にお伺いいたします。

コールドチェーンの構想は、冷蔵船輸送とともに、今後の生鮮食品、中でも野菜類、肉類の安定した供給の方策として注目を浴びているのであります。聞くところによりますと、これを民間資本をもつてする計画もあるといわれておりますが、この種の計画は、本来国の力で進めていくべきものであり、営利企業として行なうべきではないと考えるのであります。このことも含めて、コールドチェーンの一連の構想並びにその将来について、お考えを明らかにしていただきたい。あわせて、貯蔵、加工部門の構想も承りたいのであります。

以上、十五項目の問題点を提起いたしました。が、いまや、日を迫って上昇する物価と、その抑制、安定を怠った政府並びにその政府の施策に対する、国民のすべてが激しい憤りを持っていることに思いをはせるべきであります。わが党が従前より主張しているとおり、安定した生産を確保する

ための生産農民の保護、流通機構の改革、卸売、小売り業界の再編成など、いまに至っては時期おそしの感もありませんが、これらの強力な施策がなされない限り、生鮮食品を中心とする物価の安定は期待できないのであります。

この観点から、総理並びに各大臣は、この法案を野菜に関する限り所期の目的を完全に達し得る法律となすべく、そのためのあらゆる行政措置、指導を行なわれるよう強く要望いたしまして、私の党を代表しての質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 野菜が国民生活に占むる地位、これはたいへん重大であります。御指摘のとおりであります。したがって、この野菜の安定供給、また価格が安定する、この二つの問題について政府は特に留意いたしておるわけでありまして。しかしながら、野菜の栽培は天候に非常に左右されるし、また、これは国民の嗜好にも関する問題であります。なかなか過去におきまして十分の成果をあげていなかった。ことに、消費者物価の問題が非常にやましましに際し、この野菜が与える影響、これはまことに大きいのであります。今回の法案提出を見るに至ったわけでありまして。ぜひとも今回はこの法律案を与野党御協力のもとに成立させたいと思っております。今後とも、生産また消費、その両面において十分生産者も満足するし消費者も満足のいくような、生産、流通、価格の安定、また貯蔵のきくような科学的な措置なども改善を加えて、そうして国民の要望に沿いたい、かように思います。(拍手)

〔国務大臣坂田英一君登壇〕

○国務大臣(坂田英一君) たいへんたぐさんの御

質問でございするが、流通経費の圧縮が先決で、生産、計画出荷のみでは、いわゆる野菜農業の発展と国民消費生活の安定という目的が達せられるかという御質問でございします。

野菜問題の解決のためには、野菜の生産、流通、消費の各段階にわたって対策を講ずる必要があると思われのでございするが、野菜は、他の農産物に比較いたしまして、作付面積、それから作柄の変動が激しいこと、貯蔵性がないこと等の事情により、大きな価格変動を繰り返しており、これが生産者の経営と消費者の家計の双方に悪影響を及ぼしておるもので、生産と出荷段階の問題を解決することが対策の基本であると考えるのでございします。この法案は、このような考え方に基づきまして、主要な野菜について集団生産地を育成することにより、その生産と出荷の安定をはかることをねらいとするものでございします。しかし、これと並行して流通各段階の合理化についても確実に対策を進めてまいる必要があることは、御説のとおりでございします。

次に、指定消費地域について、これを四大消費都市地域に限定する理由はどうか、この限定により地方都市の需要のバランスがこわれることはないか、こういう地方都市の価格安定について心配はないかという意味の御質問がございしました。

大消費地域を対象としたことについては、これらの地域においては、野菜の消費量も多く、また、出荷してくる地域も広範囲にわたっており、また、それで形成される価格が全国の野菜の価格に大きな影響を及ぼしておる現状にかんがみまして、この法案は、大消費地域に主要な野菜を出荷する集団生産地の育成をはかることとしたのでござい

います。このような集団生産地で生産された主要な野菜は、大消費地域だけでなく、地方都市にも出荷されるので、その効果は地方都市に及ぶのであり、また、大消費地域における野菜の価格の安定は、地方都市の野菜の価格の安定に資するところも大きいと考えておるような次第でございします。それから、消費者価格の安定をはかるには、生産と需要との均衡をとることが大切であるが、その関連をどのような形で把握するか、暴落、高騰をなくするための生産と出荷調整等についてどう考えておるか、なお、これらに関連して、指定生産地の指定基準はどうするか、あるいは産地の大型化について、品種の統合あるいは農家の技術の標準化をどう処理するか、あるいは共同選果、共同防除等の施設についてはどう考えるかといったような問題についても御質問があつたわけのでございします。

野菜の価格の安定をはかるには、御指摘のとおり、需要と生産の均衡をはかる必要があるもので、この法案におきましては、関係都道府県の密接な協力のもとに、国が大消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立てて、その需要の動向に即して、安定的な生産、計画的にこれを出荷するということにいたす、そういう意味で、集団生産地を形成するに必要な条件を備えておる地域を野菜指定産地として指定することとしたしておるわけのでございします。

野菜指定産地の指定を受けた地域については、生産出荷近代化計画の樹立と、これに基づく事業の実施について国が助成することによって、優良品種の選定、あるいは土地基盤、あるいはかんがい排水施設の整備、共同育苗圃の設置、病虫害防

除施設の導入等をはかり、その生産性向上を促進するとともに、規格、包装の統一、共同集出荷施設の整備等、出荷の近代化を推進することとしたしたい。

また、指定産地指導員を設置いたしまして、生産、出荷についての濃密な指導と、国、都道府県の出荷についての勧告によって、各出荷者が合理的かつ計画的な出荷を行なうことを期待しておるのでございします。(拍手)

第四には、指定産地の対象品目が限定され、かつ産地が大型化されているので、強力な価格保障がなければ、生産の拡大と安定した供給はできないと考へるが、これらについてはどう考へておるか、それに関連して各種の御質問があつたわけであり、また、集団生産地の育成のためには、価格の著しい低落に対処するための処置が必要であり、また、現在一部の品目について行なつておるまする価格補てん制度を法制化するとともに、今年度予算において対象品目の追加と財政援助の強化をはかつておるが、今後とも、より有効な制度とするため、集団生産地の育成と相まって、資金協会の業務内容の改善をはかつてまいりたいと存じておるわけのでございします。

指定産地と主要市場との流通量の集計、あるいは産地別の出荷計画量の把握が重要であると考へるが、これらについてどういう処置をとるかという問題、また、野菜生産量の調査に関連して、六品目だけではなく、広範な作物概況調査が必要であると考へる、これら調査規模の拡充等についてどう考へるかという種類の御質問でございしましたが、野菜の流通量、作況、出荷計画等の把握が肝要であることは御説のとおりであります。

ので、今後とも、これらの調査の拡充強化について十分配慮してまいりたいと存じておる次第でございします。(拍手)

(国務大臣藤山愛一郎君登壇)

○国務大臣(藤山愛一郎君) 消費者物価の問題を扱います上において、野菜の価格の安定ということとは非常に重要な問題でございします。したがいまして、野菜の出荷、供給と消費とを適合させ、かつ価格の安定をはかりますことは根本的に緊要な基礎的な問題でございしますが、同時に、生産者のためにも消費者のためにも、中間経費ができるだけ削減されることが望ましいことは当然でございします。したがいまして、野菜価格の安定と同時に流通機構の改善をはかつてまいらなければならぬと思ひます。したがいまして、本法律とあわせて、われわれは、行政施策として、中央卸売市場の整備でございしますとか、あるいは取引自体の内容の改善でございしますとか、あるいは卸・小売業の近代化等々の施策を並行してやつてまいることによりまして、野菜安定法の目的が真に達成されるのだと考へます。

したがいまして、生産、出荷につきましては、輸送の面につきましても、あるいは包装その他の面につきましても、あるいは貯蔵、加工という問題につきましても、政府としては十分な留意をもつてそれらに対処していかなければなりませんし、同時に、今日までの中央卸売市場——ことに、大都会におきましては、過密化しております現状から申しまして、輸送の困難、不便、時間的な問題等もございしますので、さらに市場の位置等にもあらためて考慮を加えなければなりませんし、市場内の設備自体についても近代化の必要が

昭和四十一年四月十九日 衆議院會議録第四十二号 野菜生産出荷安定法案の趣旨説明に対する兒玉末男君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

あると思います。さらに、市場の取引自体につきまして改善の要があると考えております。

また、小売りの問題につきましては、卸の段階におきまして、ボランタリーチェーンでござい

ますとか、卸総合センターでございまして、これを

くりまして、そうして野菜にもこれが適用できる

ような方法を考えてまいらなければならぬと思

います。現在、ボランタリーチェーン等は、日用雜

貨、繊維製品等が主たる目的となると思

れども、しかし、これらの問題について、野菜の

貯蔵、加工の処理方法によつては扱えるのじやな

いかと思ひます。そうした施策を加えてまいりま

して、卸・小売りの近代化をやつてまいって、そ

れによりまして、零細企業でございまして小売り業

者が、中間商人としての機能を確実にこなす

と同時に、その生計を十分に確保していくように

考えてまいりまさんと、いたずらに零細企業をい

じめることになつてもいかぬと思ひます。

そういうような点で、これらの施策が総合的に

取り行なわれまして、野菜の価格が安定してまい

りますれば、消費者物価の真の安定を期し得られ

ると考えております。

〔國務大臣上原正吉君登壇〕

○國務大臣(上原正吉君) 私に對しまする御質問

は、コールドチェーンのような新しいことは国の

費用でやるべきではないか、こういう御質問と承り

ました。もとより、科学技術庁が計画しておりま

すコールドチェーンは、実験をやろうというので

ございまして、その費用は全部国で負担いたし

ます。そして、この実験は、各省庁の御協力を得

なければやれないのでございまして。たとえば、府

県並びに農林省、これが産地につきまして産出物

の貯蔵、加工、それから輸送に關しましては運輸

省あるいは私鉄、国鉄、それから配給に關しまし

ては通商産業省、これらの省庁の御協力を得て実

験を重ねまして、これでよろしい、これでやれる

となつたら、それは各省庁にお渡しして御実行願

う、こういう構想でございまして。

〔國務大臣中村實太君登壇〕

○國務大臣(中村實太君) 生鮮食料である野菜類

を迅速に、しかも鮮度の高いものを消費者に送り

届ける使命を国鉄その他輸送機関は持つておるの

であります。そのためには、急行の貨車、特急

の貨車を増設するとか、あるいは荷役の機械化等

によつて速力を早めるとか、あるいは特別に、生

産地の集荷設備等を考慮いたしまして、生産地か

ら消費者への専用列車をつくるとか、そういうこ

とを考慮してまいりたい。さらに、冷蔵庫あるいは

は通風車とか、あるいは重保冷高速貨車とか、あ

るいは重保冷コンテナ等のような、そういう輸送

途中において品いたみのしない設備を整えまし

て、鮮度の高いものを消費者に迅速に届けるよう

にいたしてまいりたいと思つております。

○副議長(國田直君) これにて質疑は終了いたし

ました。

○副議長(國田直君) 本日は、これにて散会いた

します。

午後三時四十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君

大蔵大臣 福田 赳夫君

文部大臣 中村 梅吉君

農林大臣 坂田 英一君

通商産業大臣 三木 武夫君

運輸大臣 中村 實太君

國務大臣 上原 正吉君

國務大臣 福田 篤泰君

國務大臣 藤山 愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

科学技術庁資源 佐々木 即君

局長 特許庁長官 倉八 正君

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その

旨參議院に通知した。

義務教育諸学校施設費國庫負担法の一部を改正

する法律

最高裁判所裁判官退職手当特例法

通商産業省設置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十五日、參議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

國民金融公庫法の一部を改正する法律

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正す

る法律

(常任委員辭任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の

辭任を許可した。

内閣委員
塚田 徹君
早川 崇君
地方行政委員
吉田 賢一君
法務委員
早川 崇君
外務委員
前尾繁三郎君
大蔵委員
重政 誠之君
文教委員
森下 元晴君
社会労働委員
龜山 孝一君
運輸委員
浦野 幸男君
建設委員
山下 榮二君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

竹本 孫一君

和田 博雄君

西ヶ久保重光君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

重政 誠之君

増田甲子七君

栗山 秀君

吉田 賢一君

法務委員

鍛冶 良作君 早川 崇君

外務委員

増田甲子七君 前尾繁三郎君

大蔵委員

永末 英一君

文教委員

森下 元晴君 曹ヶ久保重光君

社会労働委員

重政 誠之君 和田 博雄君

運輸委員

重政 誠之君 龜山 孝一君

建設委員

栗山 秀君 前尾繁三郎君

吉田 賢一君

山下 榮二君

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

官公需について

官公需について

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

官公需について

官公需について

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

官公需について

官公需について

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

行政相談委員法案

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案

（議案付託）

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四四号）

官公需について

労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四四号）

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（松永忠二君外一名提出、参法第一二〇号）

産業教育手当法案（小林武君外二名提出、参法第二二二号）

（議案付託）

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（辻武寿君外三名提出、参法第一〇号）

公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

行政相談委員法案（内閣提出第一四三号）

（予）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、次の内閣提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

行政相談委員法案（内閣提出第一四三号）

（予）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

（予）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

こと。

役員は、文部大臣が任命し、その任期は二年とする。

5 会長は諮問に應じ、国立劇場の業務の運営に關する重要事項を審議するため、評議員会を置くこと。

評議員は二十人以内とし、文部大臣が任命し、その任期は二年とする。

6 国立劇場は、文部大臣の監督の下に置き、その権限のうち政令で定めるものは、文化財保護委員会に行なわせるものとする。

7 文部大臣は、国立劇場の健全な運営が図られるよう配意しなければならないこと。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、第一条(目的)中「国立劇場は、」の下に「主として」を加え、第十九条(業務)第二項中「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削ることが適當と認められるので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算に、十五億九千九百九十二万七千円が計上されている。

昭和四十一年四月十五日

文教委員長 八田 貞義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(目的)

第一条 国立劇場は、○主として
能○わが国古来の伝統的な芸能(第十九条第一項において「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与することを目的とする。

(業務)

第十九条 国立劇場は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 劇場施設(伝統芸能の公開のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開を行なうこと。

二 その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成すること。

三 伝統芸能に關して調査研究を行ない、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

四 第一号の劇場施設を伝統芸能の保存又は振興を目的とする事業の利用に供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 国立劇場は、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができる。

〔別紙〕

国立劇場法案に対する附帯決議

一 政府は、伝統芸能以外の芸能の振興を図るため、施設その他につき、必要な措置を講ずべきである。

二 国立劇場において行なう芸能について、入場税は、すべて課さないよう速やかに検討すべきである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)